

緊急時における輸送業務等に関する協定書

本 別 町

一般社団法人十勝地区トラック協会

緊急時における輸送業務等に関する協定書

本別町（以下「甲」という。）と一般社団法人十勝地区トラック協会（以下「乙」という。）は、災害のとき又は災害発生のおそれのある場合（以下「緊急時」という。）における物資の輸送業務について、次のとおり協定を締結する。

（輸送の要請）

第1条 甲は、緊急時における物資の輸送業務を要請する場合は、緊急輸送業務要請書（別紙1）により行なうものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（実 施）

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）、甲の輸送業務に協力させるものとする。

（報 告）

第3条 乙は、前条の規定により輸送業務を実施した場合は、甲に対して緊急輸送業務実施報告書（別紙2）により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が第1条の要請に基づく輸送業務を行なったときは、その輸送業務に要した経費を負担するものとする。なお、輸送業務に要した経費は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとする。

（損害の負担）

第5条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以下同様とする。

(協 議)

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年2月16日

中川郡本別町北2丁目

甲 本別町

本別町長 高 橋 正 夫

帯広市西19条北2丁目4番地

乙 一般社団法人 十勝地区トラック協会

会 長 沢 本 輝 之

別紙 1

第 号
平成 年 月 日

緊急輸送業務要請書

一般社団法人 十勝地区トラック協会

本別町長 印

「緊急時における輸送業務等に関する協定」に基づき、緊急輸送業務を
下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び輸送業務を要する理由

2 緊急輸送の要請内容

輸送年月日
輸送場所
要請台数
輸送品目
量
その他

3 物資の積込場所及び降ろし場所(具体的に)

4 その他

別紙 2

第 号
平成 年 月 日

緊急輸送業務実施報告書

本別町長 様

一般社団法人 十勝地区トラック協会会長

「緊急時における輸送業務等に関する協定」に基づき、緊急輸送業務を
実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 緊急輸送の実施内容

輸送年月日(期間)
輸送場所(区間)
使用台数
輸送品目
量
その他
輸送事業者

2 費用の概要(請求書等を添付すること)

3 その他